

「第69回人権週間」における特設人権相談所の開設

広島法務局三次支局と三次人権擁護委員協議会では、今年も12月10日を最終日とする「人権週間」を中心として、市内各地において特設人権相談所を開設し、人権擁護委員が相談をお受けします。

相談は無料で難しい手続きはありません。内容についての秘密は厳守します。日常での困りごと、心配ごとがありましたら、お気軽にご相談ください。

	開設日	開設時間	会場	備考
安芸高田市	12月7日(木)	10:00~15:00	吉田人権会館	
〃	12月1日(金)	10:00~15:00	八千代人権福祉センター	
〃	12月4日(月)	10:00~15:00	安芸高田市役所美土里支所	
〃	12月7日(木)	10:00~15:00	たかみや人権会館	
〃	12月2日(土)	10:00~15:00	甲田人権会館	
〃	12月5日(火)	10:00~15:00	安芸高田市役所向原支所	

お問い合わせ先 広島法務局三次支局 ㉞ (0824) 62-5070